

【新設】（圧縮記帳をした特定事業継続力強化設備等の取得価額）

44の2-4 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

【解説】

- 1 本措置の適用対象である特定事業継続力強化設備等は、その取得価額が機械及び装置は100万円以上、器具及び備品は30万円以上、建物附属設備は60万円以上のものとされているが（措令28の5②）、本措置と法人税法上の圧縮記帳とは重複適用が可能であることから、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた特定事業継続力強化設備等について本措置の特別償却又は法人税額の特別控除の適用を受けようとする場合には、その取得価額が上記の金額以上であるかどうかを圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によって判定するのか疑義が生じる。

この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており、（法令54③）、本措置の適用に当たっても、措置法令第28条の5第2項の規定振りからみて同様に扱うのが相当である。

そこで、本通達において、機械及び装置などの対象資産の取得価額が100万円以上（又は30万円以上、60万円以上）であるかどうかを判定する場合、その資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、この場合には、特別償却又は法人税額の特別控除の計算も、圧縮記帳後の金額に基づいて行うこととなる。

- 2 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連措通68の20-4）を定めている。